

# 審 査 基 準

平成21年7月22日作成

法 令 名：	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：	第13条第4項
処 分 の 概 要：	運送事業用自動車 <del>が運送事業用自動車</del> でなくなった場合の保管場所標章の交付
原権者（委任先）：	警察署長
法 令 の 定 め：	自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標章） 自動車の保管場所の確保等に関する法律第13条第3項（適用除外等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）
審 査 基 準：	判断基準が「法令の定め」に尽くされていることから、審査基準を定めることを要しない。
標 準 処 理 期 間：	1日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：	各警察署
問 い 合 わ せ 先：	大分県警察本部交通部交通規制課規制総務係 （電話 097-536-2131 内線5183） 各警察署交通課
備 考：	